

# 令和6年度採用

## 練馬区会計年度任用職員（母子・父子自立支援員兼女性相談支援員）採用選考募集案内

### 1 募集人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
1名	1 女性や母子家庭・父子家庭などが抱える問題に関する相談、助言および指導 2 関係機関への連絡および調整（変更の範囲）変更なし	石神井総合福祉事務所 （変更の範囲）変更なし

### 2 応募資格

次のいずれかの要件を備えている者

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) (1)と同等の知識経験がある者で、区長が特に認めた者

### 3 任用期間

令和6年9月1日～令和7年3月31日（7ヶ月）

- ※ 令和7年3月31日まで任用される方については、令和7年4月1日に、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。（面接などの選考は行います。）  
 その場合の再度の任用は連続4回を限度とします。

### 4 勤務条件

- (1) 報酬額 月額 219,978円（地域手当相当額を含む）  
 ※報酬の支給日は、当月15日です。  
 ※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。  
 ※特勤手当（日額390円）を勤務実績に応じて翌月に支給します。16日勤務した場合の合計支給額は226,218円になります。  
 ※通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1か月の上限額 55,000円）  
 ※この他に期末手当、勤勉手当の支給があります。
- (2) 勤務日数 月16日勤務
- (3) 勤務時間 8：30～17：15
- (4) 休憩時間 12：00～13：00
- (5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (6) 時間外労働 無し
- (7) 加入保険 東京都職員共済組合（医療保険）、厚生年金保険、雇用保険
- (8) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (9) その他 練馬区役所石神井庁舎は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

## 5 選考方法・日程等

### (1) 書類選考

小論文等による書類選考の結果は、令和6年7月中旬に文書にて通知します。

### (2) 面接選考

面接予定日：令和6年7月下旬

※書類選考合格者には通知にてお知らせします。

### (3) 選考結果発表

令和6年8月上旬に文書にて通知します。

## 6 申込方法

次の書類を令和6年7月12日(金)までに石神井総合福祉事務所管理係へ提出してください。

### (1) 提出書類

- ・受験申込書(写真添付)
- ・小論文(様式自由・800字から1200字程度)  
「女性やひとり親家庭の自立支援について、相談員としてどのように取り組むべきか」
- ・社会福祉士の資格免許の写し(有資格者の場合)

### (2) 受付期間および受付場所

#### 【持参の場合】

受付期間：令和6年7月12日(金)まで

※ 土・日曜日を除く

※ 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：石神井総合福祉事務所管理係(石神井庁舎3階)

#### 【郵送の場合】

受付期間：令和6年7月12日(金)《必着》

郵送先：〒177-8509 東京都練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎3階  
石神井総合福祉事務所管理係

※受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

#### ○地方公務員法

##### (欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 7 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

8 申込先・問合せ先

〒177-8509

東京都練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎3階

石神井総合福祉事務所管理係 田澤・楠

電話 03-5393-2801 F A X 03-3995-1137

メールアドレス SHAKUJFUKUSI01@city.nerima.tokyo.jp